

「ぷらら光電話利用規約」改定のお知らせ

2022年5月16日をもって「ぷらら光電話利用規約」を以下のとおり改定いたします。
 会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後ご利用頂きますようお願い申し上げます。

「ぷらら光電話利用規約」の改定内容

旧	新
<p>第1条～第46条 (略)</p> <p>第47条 本サービス契約者は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内を利用することができます。</p> <p>2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、NTT東西の電話サービス契約約款第99条(電話番号案内)から第101条(相互接続番号案内に係る料金の取扱い)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(略)</p>	<p>第1条～第46条 (略)</p> <p>第47条 本サービス契約者は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内を利用することができます。</p> <p>2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、NTT東西の電話サービス契約約款第99条(電話番号案内)から第101条(相互接続番号案内に係る料金の取扱い)の規定に準じて取り扱います。</p> <p><u>(注) 番号案内の利用に当たっては、契約者回線から「104」をダイヤルして行う通信の発信に際して、その契約者回線に係る契約者回線番号又は追加番号(着信課金番号を除きます。)を通知していただきます。</u></p> <p>(略)</p>